

大豊町ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、大豊町ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、大豊町ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及び使い易さを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIFアニメ)

第3条 GIFアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(町ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「法律相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが大豊町の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成18年6月6日から施行する。